

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、令和6年9月27日付で公告したものについて、窓口・電話受付時間変更に伴う修正事項があるため、下記のとおり公告します。

令和8年2月2日

半田市水道事業  
半田市長 久世孝宏

記

## 1 公告した事項のうち変更のあった事項及びその内容

### ・申込受付の時間

(変更前) 午前9時00分～午後5時00分

(水曜日のみ午後7時00分)

(変更後) 午前9時00分～午後4時00分

(水曜日のみ午後7時00分)

## 2 変更の年月日

令和8年2月2日

## 3 変更の理由

窓口・電話受付時間変更のため

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、半田市岩滑東町一丁目127番1ほか2筆の市有土地について、先着順受付の随意契約による売払いを下記のとおり公告します。

令和6年9月27日

半田市水道事業  
半田市長 久世孝宏

記

1. 売払物件

番	所在地番 [半田市]	登記 地目	売払 地積 (m <sup>2</sup> )	売払価格		用途地域 (容積率・建ぺい率)
				1 m <sup>2</sup> あたり 単価(円)	総額 (円)	
1	岩滑東町一丁目127番1	水道用地	2,366.94	41,300	97,750,000	準工業地域 (200%・60%)
	岩滑東町一丁目128番	水道用地				
	岩滑東町一丁目129番1	田				

<特記事項>

- 当該敷地は、水道施設（浄水場）として利用していた際の建物等の基礎杭（鉄筋コンクリート杭）及びフェンス・フェンス基礎が残存しており、その本数、直径及び長さは物件概要のとおりです。
- 土地の引渡しは、現状有姿になります。
- 下水道受益者負担金の支払いは完了しています。
- 岩滑東町一丁目129番1は、登記地目が農地となっているため、農地以外の用途で使用する場合は、農地法に基づく届出が必要となります。
- 用途地域や立地状況等により、建築物の用途制限や建築に係る各種制限や規制がかかる場合がありますので、事前にご確認ください。
- 申込に際しては、事前に現地にて売払土地の状況を必ずご確認ください。

2. 利用等の制限

買受人は、土地売買契約締結の日から10年間、購入した物件を次に定める用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転又は第三者に貸してはなりません。

- (1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条11項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類するもの

### 3. 申込者の資格（申込心得書第2条・第6条参照）

次に定める方を除くほか、個人又は法人で土地利用条件等の契約上の特約を遵守できる方であれば特に制限はありません。

また、2人以上の共有とした申込みもできますが、各共有者の持分が相等しくない場合には、各共有者の持分を表示しなければなりません。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産者で復権を得ていない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び地方自治法第238条の3の規定に該当する者
- (3) 半田市指名審査等事務取扱要綱による指名停止を受けている者
- (4) 次に掲げる税を滞納している者（地方税法（昭和25年法律第226号）第15条に基づき徴収の猶予を受けているとき、または、国税通則税（昭和37年法律第66号）第46条に基づき納税の猶予を受けているときは、滞納していないものとみなす。）
  - ア 直近3年度の国税（法人税又は申告所得税並びに消費税及び地方消費税をいう。）
  - イ 直近3年度の半田市税（半田市内に住所を有する個人又は半田市に納税義務を有する法人が申込みをする場合に限る。）
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号及び第6号による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者

### 4. 申込受付の場所及び期間・時間

- (1) 場所  
半田市役所水道部上水道課（半田市役所2階）
- (2) 日時  
令和6年11月1日（金）～令和8年4月10日（金）  
(土・日曜日、祝祭日は除く。)  
いずれの日も午前9時00分～午後5時00分（水曜日のみ午後7時00分）

### 5. 申込の方法

「10. 申込に必要な書類」の一式を受付期間内に半田市役所水道部上水道課まで持参してください。  
郵送、電話、FAX、インターネットなどによる申込はできません。

### 6. 申込保証金（申込心得書第4条参照）

- (1) 申込保証金は、申込と同時に5,000,000円を現金又は銀行等が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により納めていただきます。（支払地が愛知県内にあり、振出日から10日以内のものに限ります。）
- (2) 買受人に土地売買契約後に還付します。
- (3) 申込保証金には利子を付しません。
- (4) 買受人が申込みの日から30日以内に売買契約を締結しない場合には、その申し込みは無効となり、納付された申込保証金は市に帰属するため、買受人に還付しません。

### 7. 買受人の決定（申込心得書第7条参照）

申込開始後に先着で申込した方を買受人とします。その時点で売買受付を終了させていただきます。

なお、同着で複数の申込があった場合は、抽選を実施して買受人を決定します。（申込受付時間の午前9時に複数の申込者が待機している場合は、全員を同着とします。）

## 8. 売買契約の方法、期日等

- (1) 契約締結は、申込の日から30日以内に市が指定する契約書により行います。
- (2) 買受人が共有でない場合、申込後に買受決定者以外の者あるいは共有による売買契約へ変更することはできません。
- (3) 買受人が共有による場合、申込後に各共有者の持分の変更あるいは申込以外の者に変更することはできません。

## 9. 売買代金の支払方法（申込心得書第9条参照）

買受人は、次のいずれかの方法で売買代金を納付していただきます。

- (1) 契約締結と同時に全額を一括で納付する方法
- (2) 契約締結と同時に契約保証金として売買代金の10パーセント以上を納付し、残金（売買代金から契約保証金を差引いた額）を契約の日から30日以内に納付する方法  
なお、この場合、期限までに残金を納付しないときは、契約は無効となり、契約保証金は市に帰属するため還付しません。（契約保証金には利子を付しません。）

## 10. 申込に必要な書類

申込に必要な書類は次のとおりです。別途添付されている様式のほかは、ご用意ください。

- (1) 市有土地売払申込書兼受付書〔様式第1〕
- (2) 委任状（代理人により申込する場合に限ります。）〔様式第2〕
- (3) 誓約書〔様式第3〕
- (4) 住民票の写し又は登録原票記載事項証明書・共同で申し込む場合は申込人全員分・法人の場合は履歴事項全部証明書又は法人登記簿謄本
- (5) 納税証明書（直近の3年度分）

### a) 個人の場合

区分	必要な証明書	証明書の取得先	部数
半田市内に住所を有する場合	納税証明書その3の2	半田税務署	1部
	市税完納証明書	半田市役所収納課	1部
半田市外に住所を有する場合	納税証明書その3の2	管轄税務署	1部

### b) 法人の場合

区分	必要な証明書	証明書の取得先	部数
半田市内に住所を有する場合	納税証明書その3の3	半田税務署	1部
	市税完納証明書	半田市役所収納課	1部
半田市外に住所を有する場合	納税証明書その3の3	管轄税務署	1部

## 11. 登記手続き

所有権移転の登記手続きは、買受人が関係書類を添えて半田市へ所有権移転登記の嘱託を請求し、半田市は速やかに所轄法務局に所有権移転登記を嘱託するものとします。

なお、所轄法務局への登記手続きは、買受人が指名する代理人が行うものとし、登記完了後に登記完了証及び全部事項証明書の写しを半田市へ提出するものとします。

また、登記に関する費用は、全て買受人の負担とします。

## 12. その他

- 申込は、購入希望者本人かその代理人にて手続きをしていただきます。代理人による場合は、別途購入希望者の委任状が必要です。
- 申込当日、受付場所に来られない方の署名が必要な書類は、事前に準備してお

いてください。

- 本件土地の開発に当たっては、周辺自治区との良好な関係形成、地域貢献等について十分配慮いただくようお願いします。
- 利用予定のない投機目的としての購入はご遠慮いただくとともに、半田市及び当該土地周辺地域の発展と良好な街づくりのために、周囲との調和に配慮した用途として使用することをお願いします。

### 13. 問い合わせ先

〒475-8666 半田市東洋町二丁目1番地  
半田市水道部上水道課  
TEL(0569)84-0680(ダイヤルイン)